



## EU 有機ロゴ表示様式について

EU 有機ロゴの表示様式は "Regulation (EU) No271/2010" に定められた方法で行ってください。ロゴの使用は EU で製造された包装済みの有機食品には義務付けられているものの、第三国からの輸入品については任意表示です。

### 【EU への有機 JAS 製品を輸出する場合】

1. 認定機関のコード（弊社コード：JP-BIO-007）番号
2. EU 有機ロゴを使用する場合、原料の生産地をロゴと同じ面に記載してください。日本国内で生産された場合日本産であること、又は EU 以外の場所で生産されたものであれば "non-EU Agriculture" と記載してください。

※EU 有機ロゴは

[https://ec.europa.eu/agriculture/organic/downloads\\_en](https://ec.europa.eu/agriculture/organic/downloads_en)

から、ダウンロードが可能です。任意表示ですが、色に指定がありますので注意してください。

3. 有機原材料に「有機」であることの表示
4. EU へ輸出する有機製品への JAS マークの貼付は任意となります。

表示例（緑茶）

Organic Green Tea

Ingredients: tea\* \* "from organic agriculture" 若しくは "organic tea"  
有機原材料には有機であることを表示。\*は有機原料を表示。



JP-BIO-007  
non-EU Agriculture